

長岡市行政組織規則（抄）

平成10年 2月27日 規則第 1 号
最近改正 令和 7 年 3 月31日 規則第35号

第 6 条 第 3 条及び第 4 条に規定する本庁機関（危機管理防災本部及び原子力安全対策室を除き、地域振興戦略部にあっては、南部地域事務所、北部地域事務所及び栃尾地域事務所に限る。）は、別表第 1 のアの部に掲げる事務を分掌する。

別表第 1（第 6 条及び第 7 条の 4 関係）

ア 本庁機関

財務部

契約検査課

- (1) 工事請負契約で当初の設計額又は執行予定額が200万円を超えるもの（災害応急復旧工事に係るものを除く。）及び建設工事に係る調査、設計又は監理に関する業務委託契約で当初の設計額又は執行予定額が100万円を超えるもの（災害応急業務委託に係るものを除く。）並びに庁舎等清掃業務委託契約の締結に関すること。
- (2) 物品の単価契約、物品（単価契約物品及び特定物品を除く。）の購入契約で当初の執行予定額が20万円以上のもの及び事務機器等のリース契約（賃借期間が1年以内のもの及び12月分に相当するリース料の当初の執行予定額が80万円以下のものを除く。）の締結に関すること。
- (3) 契約事務に係る指導及び助言に関すること。
- (4) 物品の管理及び処分に関すること。
- (5) 建設工事（災害復旧工事を除く。）の設計図書の審査（当初の設計額が200万円以下のものを除き、積算に係る審査を除く。）、建設工事（災害応急復旧工事を除く。）の検査（当初の請負額が200万円以下のものを除く。）及び建設工事の技術指導に関すること。